

岩手県告示第807号

行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり行政書士に対する処分をした。

平成28年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成28年10月7日
- 2 処分を受けた行政書士の氏名及び事務所の所在地
 - (1) 氏名 遠藤武光
 - (2) 事務所の所在地 岩手郡岩手町大字五日市第10地割51番地10
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分の理由 2(1)に掲げる者は、平成26年8月に不動産登記申請書を作成し相続手続の依頼者に対して交付した。このことが、法第1条の2第2項の規定に違反すると認められる。